

前文

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微に捉えず将来深刻ないじめになる可能性がある。一見、じやれあいに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識と行動を育成することになる。

そのためには、従来より人権教育を教育活動の全てにおいて取り組んできたが、今後もより一層生命や人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え方行動する～笑顔あふれる学びに向かって～」を教育目標とし、よく考え、人も自分も大切にする、チャレンジする子の育成を目指す。のために、子ども自身がすすんで学び自他の笑顔につながり可能性を広げる行動ができるよう、日々の教育活動に取り組んでいる。特に本校の特色として人権教育をはじめ様々な教育課題の解消に向けて、重点的に取り組んでいくが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに『熊川小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネット上や携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み**(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育**

- いじめの早期発見・事案対応に努める。
- 教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い全職員で共通理解していく。
- 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- 人権教育年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。
- 発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促す。

(2) 学校評価

- いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け
 - アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。(児童)
 - 学校は、アンケートや面談を定期的に行う等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。(保護者)
 - いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。(教職員)

(3) いじめの未然防止

- 年間3回の教育相談（アンケート及び面談）実施
- いじめ防止対策委員会の実施（月1回以上）
- 日常の子どもの見取り
 - 児童の様子を注意深く観察
 - 月3日欠席児童の把握
 - ささいなことでも情報交換（まじめな雑談）
 - 児童に関する情報はすべて生徒指導担当が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
 - 気になる事案、月3日欠席児童がある場合は「いじめサポート班」で対応
 - 必要な情報は全職員で共有して対応
- 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童に対する特性をふまえた適切な支援を行う
 - 発達障害等のある障害のある児童
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの児童
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - 東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童
- SOSの出し方に関する教育
 - 危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことなど）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

【自己チェック（児童がすること）】の活用

- 帰りの会等で一日を振り返る。
- 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
- 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- 友達の名前をさん、くん、ちゃんと呼び合い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めるこ】

- 解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡をする。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。
- 保護者に対するいじめアンケートを年間3回実施する。

(5) いじめの事案対処

- 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する（年間3回）。
定期的な教育相談としては、各学期に教育相談期間を設ける。日常の観察として、授業時間はもとより児童との休み時間での活動にできる限り参加し、授業では見られない児童の様子の把握に努める。
- 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問、懇談会をもとに児童の家庭環境や、家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃から良好な関係づくりに努める。
- 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、まずは児童からの相談に関しては担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そして生徒指導担当や養護教諭が窓口として挙げられる。特に養護教諭は児童との関係からも相談窓口となりやすく、担任と共に重要な鍵となる。保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、生徒指導担当、教頭、養護教諭が窓口として挙げられる。教職員に関

しても、まずは当該学年担任を基本としながら、「いじめ防止対策委員会」、生徒指導担当や教頭、校長への相談も挙げられる。いずれにせよ、児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え、誰が相談を聞いても学校として迅速に情報を共有し、迅速に対応できるように努めていく。

○学校だよりや各学年だより等により、相談体制を広く周知する。

「いじめ防止対策委員会」での確認により、適切に機能しているか定期的に体制を点検する。

○教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

➢いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること。

➢被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

(7) いじめによる重大事態への対処

【いじめられた児童又はその保護者への支援】

○いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとて信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。

【いじめた児童への指導又はその保護者への助言】

○速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

○事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

○いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとって、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞いたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

○いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用していく。

体育大会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

【ネット上のいじめへの対応】

○ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、SNS や掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

【掲示板等への誹謗・中傷等の対応について】

●書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

○インターネット上のいじめについて

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった SNS や掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、スクリーンショットやデジタルカメラ等で画像を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわる場合…警察（被害の児童・その保護者から被害届）

→生活指導事案、人権侵害事象…教育委員会

③掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求を同時に行う。）

基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。）

→掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。（個人の所属・氏名等を記載する必要なし。）

④掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

○携帯電話やスマートフォンでのメール、LINE等によるいじめについて

①「メール」「LINE」等によるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が

多いと思われる所以、スクリーンショットやデジタルカメラ等で画像を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

③書き込んだ相手に対しての対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら、教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

*情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に応じて実施していく。

4 いじめの防止等のための組織

（1）名称「いじめ防止対策委員会」

「いじめ防止対策委員会」を設置して、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

いじめ防止対策委員会（運営委員）

→校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭
月1回以上、いじめ対策委員会を開く。

（2）いじめ対応サポート班

校長、教頭、指導教諭（担任等）、生徒指導担当、養護教諭、
その他（必要に応じて）

関係機関

○若狭町教育委員会 62-2730

○小浜警察署生活安全課 52-0110

○若狭町愛護センター 62-2730

○敦賀児童相談所 0770-22-0850

○嶺南教育事務所指導相談課 56-1304

○若狭町福祉課子育て相談室 62-2704

○役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

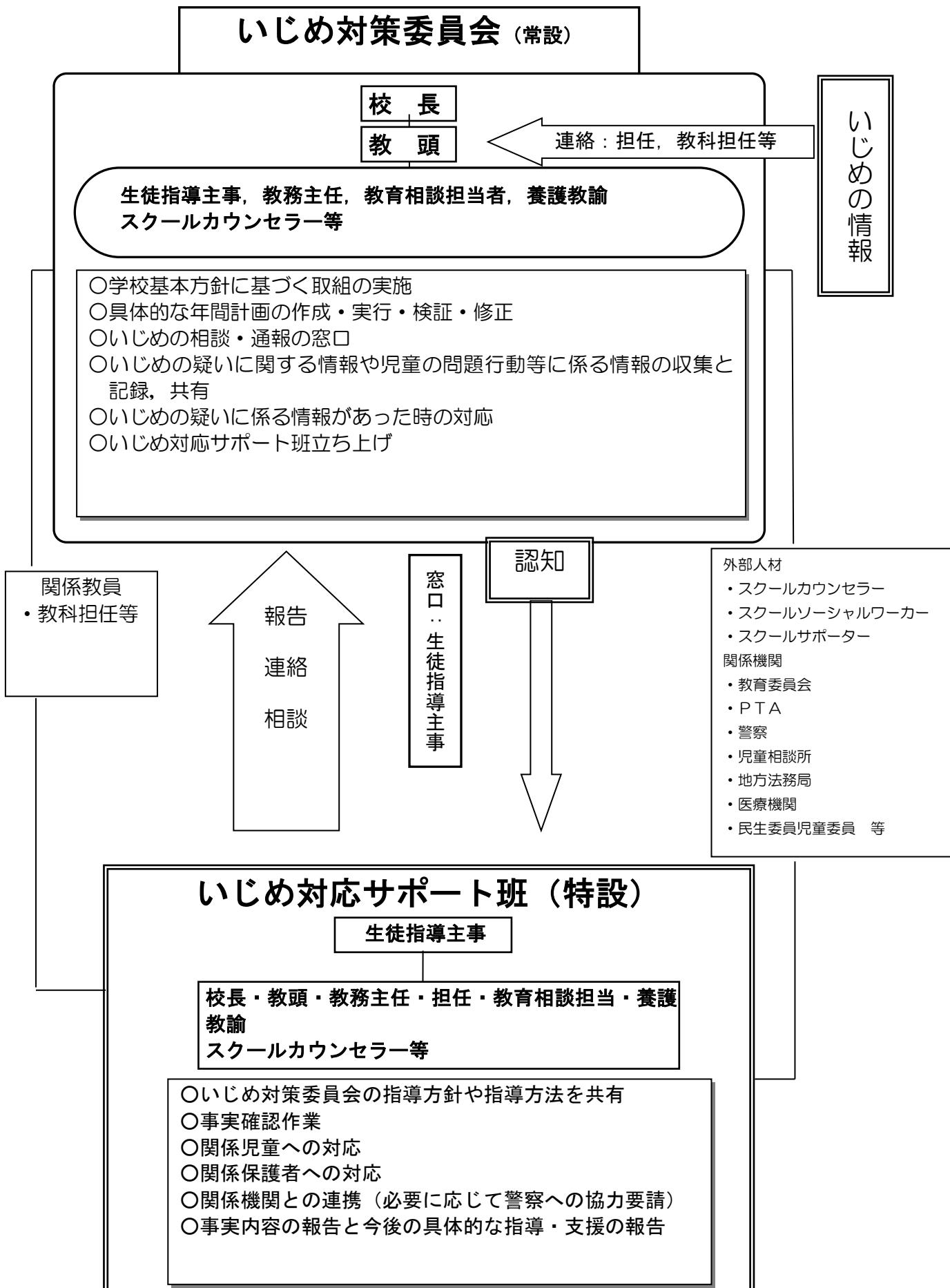
カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

○委員会の開催は、学校長と連携して、委員長が主催する。

○当委員会の委員長は、生徒指導担当者が、その任に当たる。

○委員長は、会の進行及び全体を統括する。



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

熊川小学校

	教員の動き等	児童の活動等		
		1年生	2年生・3年生	5年生・6年生
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有、いじめの未然防止への取組み内容の検討、望ましい集団づくりのための取組み内容の検討、いじめ等問題行動に対する学校方針の検討） ○関係機関※1 の担当者の把握（生徒指導担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の取組み内容検討 ○校内研究授業（わかる授業づくりの推進） 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠足の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 *いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠足の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 *いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠足の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 *いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○教育相談
6 月	○教育相談後の情報交換（研修会）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）

〔7～9月〕

熊川小学校

	教員の動き等	児童の活動等		
		1年生	2年生・3年生	5年生・6年生
7 月	○1学期の取組みの反省と2学期以降の取組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○ひまわり教室 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
8 月	○夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）	夏休み中の児童の生活実態の把握		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み中の児童の様子についての情報交換（職員会議） ○上半期のいじめ状況調査 ○第2回委員会状況報告と取組みの検証 ○教育相談の取組み内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育大会での縦割り活動（応援合戦・全校リレーなど） ○体育大会の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育大会での縦割り活動（応援合戦・全校リレーなど） ○体育大会の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育大会での縦割り活動（応援合戦・全校リレーなど） ○体育大会の振り返り「ほかほかメッセージ」 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）

〔10～12月〕

熊川小学校

	教員の動き等	児童の活動等		
		1年生	2年生・3年生	5年生・6年生
10 月	○校内研究授業（わかる授業づくりの推進） ○教育相談 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 ＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○全校校外学習での縦割り班活動 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○教育相談 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 ＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○全校校外学習での縦割り班活動 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○教育相談 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 ＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○全校校外学習での縦割り班活動 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○教育相談 ○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談 ＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○全校校外学習での縦割り班活動 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） ○修学旅行
11 月	○校内研究授業（わかる授業づくりの推進） ○教育相談後の情報交換（研修会） ○人権週間の取組み内容の検討	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） ○町音楽会の振り返り「ほかほかメッセージ」	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） ○町音楽会の振り返り「ほかほかメッセージ」	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など） ○町音楽会の振り返り「ほかほかメッセージ」
12 月	○第3回委員会 2学期の取組みの反省と3学期以降の取組みの検討	○人権集会 ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○人権集会 ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○人権集会 ○薬物乱用防止教室 ○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
冬休み中の児童の生活実態の把握				

〔1～3月〕

熊川小学校

	教員の動き等	児童の活動等		
		1年生	2年生・3年生	5年生・6年生
1 月	○冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ○校内研究授業（わかる授業づくりの推進） ○教育相談の取組み内容検討	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
2 月	○第4回委員会（年間の取組みの検証） ○教育相談後の情報交換（研修会） ○3学期の取組みの反省と来年度の取組みの検討	○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○教育相談 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○生活アンケート「安全で安心な学校生活を送るために」実施と教育相談＊いじめ早期発見のための保護者アンケート実施 ○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
3 月		○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）	○縦割り班活動（全校遊び・給食当番・清掃・児童集会など）
春休み中の児童の生活実態の把握				

令和5年4月 改定